

吸収分割に関する事後備置書類

2021 年 1 月 1 日

株式会社 LIXIL

株式会社 LIXIL 住生活ソリューション

2021 年 1 月 1 日

各位

東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号
株式会社 LIXIL
代表執行役社長兼 CEO 瀬戸 欣哉

東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号
株式会社 LIXIL 住生活ソリューション
代表取締役 野瀬 洋

吸収分割に関する事後備置書類

株式会社 LIXIL（以下「LIXIL」といいます。）及び株式会社 LIXIL 住生活ソリューション（以下「LIXIL 住生活ソリューション」といいます。）は、2020 年 10 月 23 日付で締結した吸収分割契約に基づき、本日を効力発生日として、LIXIL 住生活ソリューションがその LIXIL オンライン事業に関して有する権利義務を、LIXIL に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して、LIXIL が会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づき、また、LIXIL 住生活ソリューションが会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づき、それぞれ開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2021 年 1 月 1 日

2. LIXIL 住生活ソリューションにおける会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

LIXIL 及び LIXIL 住生活ソリューションは、本吸収分割は会社法第 784 条の 2 の規定による請求の要件を満たさないと判断しており、本吸収分割の吸収分割承継会社であり LIXIL 住生活ソリューションの唯一の株式である LIXIL による会社法第 784 条の 2 の規定による請求はなされませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、LIXIL 住生活ソリューションについて会社法第 784 条第 1 項本文に規定する場合（略式会社分割）に該当し、LIXIL 住生活ソリューションの株主はその特別支配会社である LIXIL のみであるため、本手続に関して該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

LIXIL 住生活ソリューションは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、本手続に関して該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

LIXIL 住生活ソリューションは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項並びに LIXIL 住生活ソリューションの定款の規定に基づき、2020 年 11 月 16 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. LIXIL における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、LIXIL について会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、本手続に関して該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、LIXIL について会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、本手続に関して該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

LIXIL は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに LIXIL の定款の規定に基づき、2020 年 11 月 16 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により LIXIL が LIXIL 住生活ソリューションから承継した重要な権利義務に関する事項

LIXIL は、効力発生日である 2021 年 1 月 1 日をもって、LIXIL 住生活ソリューションから同社の営む LIXIL オンライン事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。LIXIL が LIXIL 住生活ソリューションから承継した資産及び負債の額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産額（概算）506 百万円

承継負債額（概算）405 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2021 年 1 月 4 日（予定）

6. その他重要な事項

LIXILにおいて、2名の株主から会社法第796条第3項に基づき本吸収分割に反対する旨の通知を受けましたが、当該株主らの保有する株式数は会社法第796条第3項及び会社法施行規則第197条に基づきLIXILの株主総会における本吸収分割に係る吸収分割契約の承認を必要とする数には達しませんでした。

以上